

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成20年12月15日(月) 開会時間 午前10時05分  
閉会時間 午後3時45分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 山下 政樹  
副委員長 堀内 富久  
委員 深沢登志夫 皆川 巖 鈴木 幹夫 樋口 雄一  
白壁 賢一 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 戸島 義人 林務長 千野 博 森林環境部理事 橘田 和正  
森林環境部次長 長山 勝典 森林環境部次長 宮下 正範  
森林環境部技監 前山 堅二 森林環境部参事 石山 利男  
森林環境総務課長 宮島 茂 環境創造課長 渡邊 洋平  
大気水質保全課長 森沢 敬 環境整備課長 橘田 恭  
廃棄物不法投棄対策室長 時田 寛幸 みどり自然課長 望月 洋一  
森林整備課長 岩下 正孝 林業振興課長 馬場 敏郎  
県有林課長 杉村 直英 治山林道課長 深沢 武

県土整備部長 下田 五郎 県土整備部次長 丹澤 博  
県土整備部技監 宮田 文夫 県土整備部技監 河西 邦夫  
総括技術審査監 山本 力 県土整備総務課長 小幡 尚弘  
美しい県土づくり推進室長 野田 祥司 建設業対策室長 斉藤 倍造  
技術管理室長 井上 和司 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁  
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫 治水課長 樋川 和芳  
砂防課長 宮澤 佐敏 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 小野 邦弘  
住宅課長 末木 正文 建築指導課長 望月 等 営繕課長 山本 誠司

議題 第102号 山梨県地球温暖化対策条例制定の件  
第110号 山梨県道路法施行条例中改正の件  
第111号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件  
第112号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正及び第三条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの  
第114号 平成二十年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算  
第116号 変更契約締結の件  
第117号 訴えの提起の件  
第127号 指定管理者の指定の件  
第128号 指定管理者の指定の件  
第129号 指定管理者の指定の件  
第130号 指定管理者の指定の件

- 第131号 指定管理者の指定の件
- 第138号 指定管理者の指定の件
- 第139号 指定管理者の指定の件
- 第140号 指定管理者の指定の件
- 第141号 指定管理者の指定の件
- 第142号 指定管理者の指定の件
- 第143号 指定管理者の指定の件
- 第144号 指定管理者の指定の件
- 請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第20-11号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時5分から午後1時44分まで森林環境部関係（午後0時2分から午後1時34分まで休憩をはさんだ）休憩をはさみ午後2時6分から午後3時45分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

第102号 山梨県地球温暖化対策条例制定の件

質疑

皆川委員 1点だけお伺いしますけれども、森林整備によるCO<sub>2</sub>の吸収認証分を相殺すると言っていて、これはCO<sub>2</sub>を吸収していることを認証して、その分を相殺するということらしいんですけども、そもそも森林を整備することによって、どの程度のCO<sub>2</sub>が吸収されたかということ自体をどうやって計量するのかわからない。説明してくれませんか。

望月みどり自然課長

CO<sub>2</sub>の吸収量につきましては、例えば植林や間伐をして、その後1年間でどのくらい木が成長したかということから調べております。1年間で木が成長した中に炭素がどのくらいあるかということについては、従来のデータに基づき計算式で出ております。例えば20年生のヒノキを1ヘクタール間伐しますと、大体10トン程度の二酸化炭素が吸収できるだろうと考えております。

皆川委員 間伐の場合は今言った基準で出て、植林の場合は伸びた木の長さとかでわかるんですか。

望月みどり自然課長

植林の場合、ほんとうにまだわずかで、1トンにも満たないのかもしれませんが、大きくなった分を出します。

皆川委員 CO<sub>2</sub>の量をですか。

望月みどり自然課長

はい。木が大きくなるということは、それだけその中にCO<sub>2</sub>を取り込んで大きくなっているわけですから、その大きくなった量をCO<sub>2</sub>に換算してやっております。

皆川委員 整備については、間伐と植林のほかに何かあるんですか。

望月みどり自然課長

除伐と下草刈りです。そういう一連の森林経営に必要な整備について認証しております。

皆川委員 では、下草刈りというのはどのように量を出すんですか。

望月みどり自然課長

下草刈りをして、通常に適正な森林の経営をすれば木が大きくなりますので、今と同じ考えで、下草刈りをやった後、1年間で木が大きくなる量を認証しております。

皆川委員 なかなか難しいね。草を刈ったことによって成長するであろうということ

認定するわけだ。

望月みどり自然課長

はい。

皆川委員

それは、結構難しいですね。そして、出している量と吸収を認証した分を相殺するわけだ。

望月みどり自然課長

そうです。

皆川委員

わかりました。でも、これはなかなか難しいですね。  
それから、今年度中に実行計画を策定するというけれども、今年度中にできるんですか。その辺の見通しはどうか。

渡邊環境創造課長

今、私どもの課を中心に庁内で検討作業を進めておりまして、年が明けて、1月か2月ころにはパブリックコメントで県民の皆様のご意見をいただいて、年度中には策定できるように、作業を進めているところでございます。

皆川委員

パブリックコメントをかけるというのは、計画ではなくて、条例ではないですか。

渡邊環境創造課長

パブリックコメントをかけるのは計画のほうになります。それは年が明けてから、手続に入る予定でございます。

皆川委員

その具体的な計画を我々はまだ見せてもらっていないんだけど、条例制定のときに、既にいろいろな方から、実効性に疑問があるというような話が出ていますよね。それだけに、条例というより、むしろ実行計画のほうをみんな注目しているわけだから、その辺はしっかりやってもらって、なるべく実効性のある条例に持っていかなければならないですよ。条例を支えているのは、実行計画だと思うんですけども、もう一回その辺の決意を述べてもらって、終わります。

渡邊環境創造課長

今、委員がおっしゃったとおり、温暖化対策に当たっての条例は基本的な枠組みとか制度を示しておりまして、具体的な政策とかは実行計画の中に盛り込まれていきますので、条例と実行計画をセットで温暖化対策を総合的に推進してまいりたいと思っております。実効性のある対策を実行計画の中に盛り込んで、温暖化対策を実効あるものにしていきたいと思っておりますので、またご協力をよろしくお願いいたします。

皆川委員

頑張ってください。

堀内委員

条例の中身につきまして幾点かお伺いします。この条例では、事業活動に関する対策と自動車の使用に関する対策というものがあるわけですが、具体的にはこれが適用される企業は何社ぐらいずつあるわけですか。

渡邊環境創造課長

先ほど、説明資料の中で、企業活動に関しては、排出抑制計画制度の義務づけの対象となるのが、エネルギー年間使用量が1,500キロリットル以上と申しあげましたけれども、現在、県内には110の事業所がございます。自動車に関しては、先ほどトラック30台以上、タクシー20台以上、バス40台以上と申しあげましたけれども、トラック30台以上の事業者は県内に43社、20台以上のタクシーを保有している事業者が12社、バス40台以上というのは県内に5社ございます。この車両の数字については、県内にそれぞれございます車両のおよそ半分ぐらいをカバーできるようにということで、この台数の線引きをさせていただいております。

堀内委員

企業活動に関しては110ということですか。

渡邊環境創造課長

はい。

堀内委員

そうしますと、この110の中に、年間1,500キロリットル以上使う2種エネルギー管理指定工場、それから、3,000キロリットル以上使う1種エネルギー管理指定工場があるんですけども、この内訳はどのようになっていますか。

渡邊環境創造課長

今、堀内委員がおっしゃった、省エネ法上、エネルギー管理が義務づけられているエネルギー指定管理工場というものを今回、条例で対象とさせていただいております。年間3,000キロリットル以上使っているところが第1種、1,500キロリットル以上が第2種となっておりますけれども、県内では、第1種のエネルギー管理指定工場が55事業所、第2種が55事業所ございまして、合わせて110となっております。

堀内委員

そうしますと、年間の使用量が原油換算ということなんですけれども、これを電気に置きかえますと、計算式があると思うんですけども、例えばどれぐらいのキロワットになるのかとか、これはちょっと難しくなると思いますが、東電との契約容量が何千キロぐらいになるか、この辺についてはどのような考えですか。

渡邊環境創造課長

エネルギー使用量を原油換算するとき、電力以外にも、ガスとか重油、ガソリンといったいろいろなものがございまして、電気で幾らというのは、換算係数がございますので、使用量は換算できますが、今、手元にデータがございません。1,500キロリットル以上というのを出していくには、今申しあげたように、電気以外にも、ガソリン、重油、都市ガスといった、いろいろなものを換算して、エネルギー使用量を計算するという形になっております。

堀内委員

その辺がいろいろ複数の消費をするということで、非常に難しいところではないかなと思います。私もざっと計算をしまして、実際に規制されるような企業がもう少し多くないのかなと思うんですけども、この辺はやはり、例えば東電からお聞きした数量だとか、県独自の試算による出し方で110社という

のが決められているんですか。

渡邊環境創造課長

1,500キロリットル以上の事業者については、省エネ法で国に対して届け出をするということになっておりまして、今回、110という数字についても、経済産業省で発表しております数字を我々のほうでもデータとして使っているということでございます。ですので、基本的には、届け出をして、それを国が把握するという仕組みになっているので、完全に漏れがないかどうかという、もしかしたらあるかもしれませんが、ただ、経済産業省に確認しましても、工場を新設する際とか、既存の工場とかにいろいろ当たって対象把握に努めているので、基本的に漏れはないのではないかと回答をいただいております。ですので、基本的にこの110という数字は、省エネ法で国が把握している事業所となっております。

堀内委員

わかりました。

次に、排出抑制計画について、幾点かお聞きします。まず山梨県としまして、例えば温室効果ガスの排出抑制量や吸収量の具体的な目標数値はあるわけですか。

渡邊環境創造課長

先ほど、今年度、新しい実行計画を策定するというご説明を申し上げまして、その際に、現在、地球温暖化対策推進計画という現行の温暖化計画があるという話をさせていただきましたが、現行の計画では、山梨県全体で、排出抑制対策として基準年比で2.1%抑制し、森林の整備による吸収によって、基準年比で13.7%、合計で15.8%を基準年比で削減するという目標になっています。ただ、それに対して、今、冒頭でご説明しましたように、排出量が基準年比で2005年度15%以上増という状況になっております。県全体としては、今申し上げたように、2.1%と13.7%で15.8%マイナスという目標になっております。

堀内委員

わかりました。

それから、排出量については、事業者がみずから目標を定めるというようにあるんですけども、県としまして、例えば目標数値などを具体的に指導していくわけですか。

渡邊環境創造課長

今回の排出抑制計画制度については、事業者さんに自主的に目標を設定していただくということで、県としては、具体的なノルマを課すとか、数字を指導するということは予定しておりません。これも、事業者さんによって、これまでの努力とかいろいろなご事情があって、なかなか県として公平な数値を設定するのが難しいという事情も一つございますので、それについて、まず事業者さんのほうで自主的な目標設定をしていただいて、取り組んでいただきます。

ただ、今回この条例の中で、勧告とか、公表という規定を設けさせていただいておりますけれども、事業者さんのほうで目標を設定することになっているにもかかわらず、それを出さないとか、そういう形式的な要件を満たしていないような場合には、県のほうから指導するなり、勧告するという仕組みになっておりますけれども、計画書の中身については、県として、いろいろ目標、ノルマを課したりとかそういったことは特に予定しておりません。

堀内委員           そうしますと、例えば排出量が極端に多いような企業に対しても、やはり県から具体的な数値を示すということはないわけですね。

渡邊環境創造課長

極端に多い事業者とそうでないところにかかわらず、特段、予定はいたしておりません。ただ、仮に年間のエネルギー使用量がものすごく多かったとしても、原単位といたしまししょうか、例えば事業所の床面積当たりとか、1製品当たりの排出量はかなり低い場合も中にはございますので、必ずしもエネルギー使用量が全体として大きいから問題だということでもなくて、そういう原単位まで見たときに、ちゃんと効率的に運営などがなされている場合もございますので、そういう事業者さんのいろいろなご事情もございます。ですので、県としては、エネルギーの使用量が極端に多い場合であっても、特段そういう深いところまで指導することまでは予定しておりません。

堀内委員

わかりました。

次に、温室効果ガスには京都議定書で定められた6種類のガスがあり、このうちの95%が二酸化炭素ということですが、中には、温暖化係数が非常に高いガスがあるわけです。例えばPFCガスなんていうのは、1万1,700倍。これはプリント基板とか、エッチング洗浄に使用するガスです。特に最近懸念されることは、農畜産業の分野におきまして、例えば20倍のメタンガスとか、300倍の一酸化二窒素のようなガスを使う場合があり、今後、この辺が非常に増える予想もあるんですけれども、この分野に対しても規制をかけていくんですか。

渡邊環境創造課長

今回の事業分野で排出抑制計画制度の対象といたしておりますのは、基本的には二酸化炭素ということで、原油換算で対象事業を切っておりまして、二酸化炭素以外の5つのガス　メタンと代替フロンといったようなものについては、今回の条例の規制の対象とはいたしておりません。

ただ、県内の状況を申し上げますと、二酸化炭素以外のそういったガスについては減少傾向にございまして、例えばメタンですと、基準年比で44%減っている。代替フロンの中でも、先ほど委員がおっしゃったPFCですと10%、それから、SF6と言われていますけれども、六フッ化硫黄は7割以上減っているということでございまして、全国的にも減少傾向にあるということでございます。このため、条例の中では対象といたしておりませんが、温暖化の実行計画を策定する際には、そういったCO<sub>2</sub>以外のガスについても対策を盛り込むこととしています。

先ほど、委員がおっしゃった、例えば農業分野になりますと、肥料、施肥とか、水管理を適正化するとか、家畜類を適正処理するとか、そういったことも農政部と相談しながら、実行計画の中には盛り込んでいきたいと考えております。

堀内委員

地球温暖化防止の対策につきましてはこれから非常に重要になっていくと思いますので、その辺もしっかりやっていただきたいと思います。

最後に、カーボンオフセットについてお聞きしたいんですけれども、1990年に京都議定書ができ、2008年から2012年の5カ年計画で、ガスの排出を6%削減する。そして、この6%のうち、森林整備による吸収で3.8%

とうたわれているんですけども、そうすると、実際に排出抑制は2.2%しなければいけないと思うんですけども、例えば企業によっては、排出抑制はしない、吸収によってすべてするというところもあるかもしれません。でも、こういう日本の目標がありますので、この辺は県として、今回の条例の中ではそういう比率の数値は入れるわけですか。

#### 渡邊環境創造課長

事業者さんに排出抑制計画をつくっていただいて、そのときに、森林整備も行っている事業者さんであれば、相殺してもいいという、カーボンオフセット的に活用していただくことを今回仕組みとして導入するわけですが、カーボンオフセットの基本的な趣旨は、まずできるだけみずから削減の努力をしていただく。いくら努力してもどうしても排出してしまう分というのはありますけれども、それを埋め合わせるために、森林整備によって埋め合わせをしましょうというのが基本的な考え方ですので、全部、いきなり森林の整備だけで賄ってしまうというのは、制度の趣旨としてはちょっと安易ではないかと思えます。ただ、結果として、努力をしたにもかかわらず減らなかったの、森林の整備によってこれだけ吸収しましたということはあるかもしれません。最初から、排出抑制はしません、そのかわり、森林整備だけで全部賄いますということは、制度の考え方としてはちょっと無理がありますので、このことは事業の説明会とか、この事業を周知する際にも説明をしていきたいと考えています。

また、排出の状況とか吸収の認証についても、県で公表することといたしておりますので、そういう公表を通じて県民の皆さんの評価にさらされますということも申し上げて、できるだけ事業者さんには、制度の趣旨にのっとった形で利用していただくようにしたいと考えております。

#### 鈴木委員

一つ聞きたいんですけども、温暖化対策条例というのはすばらしいことだと思うんですけども、実際、実効性を考えると、県で言ったとしても、特に例えば車を使っている業者さんがほんとうにそれを意に感じてやるかどうかということがあるんですね。実際見ると、実行に対するメリットがこの条例には何もないんですけども、ほんとうに地球温暖化というものの意識を持って、事業者さんがちゃんと報告したりするには、やはり業者に対してのメリットがないというもおかしいじゃないですか。公表するとかそういうことはいいとしても、逆に、このようにしましたから、こういうメリットがありますというものは何かありますか。

#### 渡邊環境創造課長

今、鈴木委員から公表というお話が出ましたけれども、今回の事業者に対する排出抑制計画制度とか自動車環境計画というのは、事業者さんに、もちろん計画的に取り組んでいただきたいんですが、その取り組みを県のほうで公表することで、こういう県内の事業者さんがこういう取り組みをしていますということを広くPRするという効果もございます。実際に運輸業者さんの中には、環境の関係でいろいろ取り組みを行っているので、県を通じてそれを広くPRするような仕組みが欲しいというようなこともかねてから言われていたところでありまして、今回のいろいろな計画制度のねらいとするところは、一つは、そういう公表を通じて、事業者さんの環境に対する取り組みを広くPRしていくということがございます。

もう一つ、いろいろな事業者さんの取り組みを見直していくときに、例えば、条例の中には出てこなくて、これから実行計画をつくる中でまた盛り込んでい



きたいと思っておりますけれども、県のほうでも省エネに関して積極的に取り組んでいく事業者さんをサポートするよういろいろな仕組みもございますので、そういったものとセットで温暖化の取り組みを事業者さんに促していきたいと思っています。

鈴木委員

わかりました。確かに、実行するにはやはりセットにさせていただきたいと思えます。業者の中には、「こういう厳しい時期だから何とか県のほうでも面倒を見てくれるんじゃないか」と言う者もいましたので、そうじゃないよという話をこの間したんですけれども、やはり一生懸命やってくれたところにはそのような特典、実効性のあるようなメリットを出していかないと、いくら条例をつくってもうまく回っていかないとと思うんです。これは単年度の問題ではないですから、やはり長い期間をかけてやっていかなければならないと思うんです。その辺も考えていただく。これは要望にしておきたいと思えます。

仁ノ平委員

1点お伺いしたいと思います。条例案の第13条に、通勤における温室効果ガスの排出の抑制ということがうたわれております。その中に、自転車の使用などの促進という一文があるんですが、甲府市のことしか念頭になくて申しわけないんですけれども、こうした道路事情でこのことを促進するというのは、大変難しい面もあるのではないかというのが素朴な実感です。このような道路事情では、これをうたっても、かけ声倒れになるか、あるいは、促進されることによる自転車の事故が増えてしまう、そのような懸念があるんです。ただし、自転車の使用などの促進というのは、基本的にはとても大事で、いいことだと思っているんです。このことをどのように推進されていくお考えであるのか伺いたいと思えます。

渡邊環境創造課長

今回、第13条、それから第12条の中にも、一般的に、公共交通機関とか、自転車をできるだけ使用してくださいという規定を設けております。ただ、やはり自転車を使用する環境が整わないと、なかなかそういう転換が進んでいけないということがございますので、今、温暖化の実行計画を検討する際には、庁内の関係課が集まった会議がいろいろあります。その中で、環境関係全体を進めていく体制として、知事を本部長とした、さわやかやまなし環境創造本部がございまして、今、そのもとに、地球温暖化対策専門部会という、関係課を集めた専門部会を設けまして、そこで温暖化対策の実行計画だけではなく、温暖化対策全般について議論しております。そういうところにも、環境サイドだけではなくて、県土整備部の道路関係の課とか、都市計画課とか、そういった課にも入っていただいて議論しております。ですので、今後、実行計画とか、いろいろな交通や都市の計画をつくっていく際には、そういったところと協議をしながら、自転車の利用しやすい環境が進むよう、働きかけていきたいと考えております。

仁ノ平委員

今後、実行計画の中でということなんですが、例えばどのようなことが現時点では想定されるのか、どのようにしていきたいと担当課は考えているのか、お話しいただけますか。

渡邊環境創造課長

実際はいろいろな道路を整備していくときには、最終的には、温暖化の実行計画というよりは、道路の関係の計画のほうにできるだけ反映させていきたい

と思っておりますけれども、一つは、自転車が走りやすい歩道とか、自転車道の整備などが考えられるのと、あとは、駐輪場の整備とか、そういった、走るだけではなくて、自転車を利用しやすいような環境が整えられるように、これは私どもだけではできませんので、県土整備部ときちんと相談しながら、実行計画だけではなくて、県土整備部サイドの計画のほうにも反映させていっていただけるように協議を進めていきたいと思っています。

仁ノ平委員 先ほどから実効性という言葉が何度も出ていますが、ぜひこのことも実効性ある計画になるよう願っております。

今、自転車道というお言葉が出たんですが、実は県土整備部の担当と自転車道については秋口からいろいろ話をしているんですが、予算の面でいろいろ困難も想定されるようで、課長が今、現時点で考えられることと言ったのが実現されればいいなと思うんですが、またハードルも高いようにも感じております。

午後の委員会でも取り上げたいと思うんですが、環境にやさしい交通手段ということで、自転車の使用の促進は今後21世紀社会の大きな課題とも思っていますので、また、健康増進という意味でも大きな意味合いがあるかと思しますので、今後、ぜひ担当部局として強力にこのことを進めていただきたいと要望して、ここでは終わりにしたいと思います。

樋口委員 この条例案については議会の前に大分伺ったつもりなんですけれども、また同じことになるかもしれませんが教えてください。各分野における対策の1と2なんですけれども、1は1,500キロリットル以上の事業者ですけれども、それ未満のところは、2のように努力義務として取り扱っているのですか。

渡邊環境創造課長

1の排出抑制計画制度で義務づけの対象とならない、1,500キロリットル未満の事業者さんについては、努力義務という形で計画を提出することができるという規定にしておりまして、義務ではございませんけれども、任意で計画制度には参加していただけるという仕組みになっております。

樋口委員 2は、自動車環境計画の策定の努力義務ということですが、1のほうの排出抑制計画については、提出しなければいけないところについては、国と同じ規定、内容で提出するというところで理解していいということですか。

渡邊環境創造課長

国の温暖化対策の推進に関する法律でも、省エネ法の対象となっているエネルギー指定管理事業者は国にも排出抑制の計画を提出するというようになっておりまして、県のほうにも同じ事業者に排出抑制計画を出していただくということに今回はさせていただきます。

山下委員長 すみません。所用で副委員長と10分ほどかわらせていただきます。

( 山下委員長退席 )

堀内副委員長 委員長が退席のため、副委員長の私が委員長の職務を務めさせていただきます。

樋口委員 そうすると、計画を提出するにはそれほど負担はかからないということで、

それはいいんですが、全国で7番目の地球温暖化対策条例ということで、それは評価しますし、森林県山梨県に合った条例の作成ということを強く求めてきましたけれども、加えて、1,500キロリットル以上の事業者については国と同じで、ほかの都道府県もそういう策定をしたとあれば、山梨県らしさを出すには、先ほども議論があるように、それ以下のところに行政が指導して提出をさせて、より実効性を高めるということがやはり求められると思います。

繰り返しの話になりますけれども、努力義務ということでもありますけれども、そういったところにどのように県が参画していくか。民生部門家庭系は、既に13年度に策定されて、実行されている今の温暖化防止計画で、チェックシートとか細かいことを市民団体が受け皿になってかなりやっていると聞いています。

そういった意味で、やはり大手の事業所はきちんとそういう計画を提出しますけれども、それ以下の大多数の県内の事業所やそれに準ずるところについても参画をさせていくことが必要と思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

#### 渡邊環境創造課長

1,500キロリットル以上の事業者以外の事業者さんにつきましても、当然、説明会を開催したり、いろいろな経済団体を通じまして参加を呼びかけていくということは当然のこととして、先ほども、省エネに取り組む事業者さんに県のほうでいろいろなサポートをしていきますというお話をさせていただきました。そうした際にもあわせて、サポートをするだけではなく、こういう制度があるので計画的に取り組んでいただきたいというお話をさせていただきました。また、CO<sub>2</sub>の排出抑制ではないですが、エネルギーの使用の抑制に関して、電気とか燃料の削減に、事業者さんに任意で計画的に取り組んでいただくトライアル事業をこれまで実施してきましたが、そういったことに取り組んでいただいている事業者さんにも参加を働きかけたり、あるいは、サービス産業という意味では、環境にやさしい買い物協力推進運動として、環境に配慮した販売活動を行っていただいている小売店さんにもご案内をして、参加をしていただきたいと考えております。そうしたことを通じて、できるだけ多くの事業者さんにこの計画制度に参加していただけるように努力してまいりたいと思います。

#### 樋口委員

この温暖化対策条例をつくるに当たってのこれまでの背景などを見ましたけれども、数字のつかみ方でちょっとわかりづらいことがあって、会派の説明会などでも質問させていただきましたけれども、そういったところをぜひわかりやすく構成していただいて、義務がないところへも、こうやれば計画を立てられるというようなマニュアル的なものをつくるような形で実効性を高めていただきたいと強く思いますけれども、いかがでしょうか。

#### 渡邊環境創造課長

計画をつくっていただくに当たって、いろいろな中小の事業者さんにもできるだけ入っていただきたいと考えておりますので、何かしら、排出抑制計画を策定するに当たっての手引きみたいなものをつくって、制度そのものをまず理解していただいて、できるだけ多く参加をしていただけるようなものをつくっていきたいと思っています。

#### 樋口委員

先ほどもお話がありましたが、1年、2年のものではなくて、これからずっ

と長く実効性のあるものをつくっていただくということでもありますから、特に人口減少社会が進行していますから、そこでCO<sub>2</sub>がまだまだ増えていくということはおかしいことなので、先ほどのCO<sub>2</sub>の吸収によつての相殺というところについても森林県山梨県の特徴でありますから、そういったことをぜひ生かしていただきたいと思ひます。こちらも、これからもいろいろ政策提言していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

白壁委員 条例の主な内容の5番のところ、再生可能エネルギーとして、太陽光、水力、バイオマスの3種類と「等」ということで、ほかにもありますよということなんでしょうけれども、具体的にどういふことを率先的に導入していく計画があるのか、お示しいただければと思ひます。

渡邊環境創造課長

条例の中では、第19条の中で、県は率先して再生可能エネルギーの利用の推進のための必要な措置を講ずるといふ、非常に一般的な書き方をしております。具体的には、実行計画をつくる中で、県としてどういふ対策を講じていくかということ、今、検討しているところでございます。先日、本会議の中でも答弁させていただきましたが、今、企業局のほうで、太陽光発電の検討もしているようですし、県のいろいろな公共施設などを利用した太陽光発電の設備とか、あるいは小水力関係の設備の今後の推進といふものも、考えられるものは今から検討して、できるだけ県としても率先的に導入を進めていきたいと考えております。

堀内副委員長 委員長が戻りましたので、ここで交代します。

山下委員長 すみません。失礼いたしました。

白壁委員 いろいろなものを率先的に導入していくということで意味はわかるんですが、例えば運輸部門として、県には、県所有の自動車がありますよね。たしか2011年ぐらいから、1キロ当たりの走行に対して、何グラムかのCO<sub>2</sub>を出す車は罰金だといふような話も今あります。そんな中でいくと、社名は別として、エコ系の車がありますが、これからやはりこういうものに変えていくのも、県の率先導入の一つではないかと思ひますけれども、率先導入といふのはいっぱいあるんですね。「等」と書きますと、まだまだいっぱいあるんだろうなと思ひます。照明器具1つとってみても、これを省エネ型に変えるんだろうし、それはISOの関係でももちろんやっているんでしょうけれども、そういうものを一つ一つ県が率先的にやっていって初めてできることだと思ひますけれども、県の自動車なども、例えばエコ的な車に変えるといふ計画もあるんですか。

渡邊環境創造課長

今、県庁で使っている公用車でも、買いかえのときにできるだけ環境に負荷の少ない自動車に買いかえるといふ方針もございまして、ガソリン車ではなくて、CNG車、ガスを使った自動車への買いかえなどを進めております。電気自動車とか次世代型の自動車はこれから本格的に市場への投入が進んでいくということで、当座、CNG車を中心に買いかえをしておりますけれども、当然、県としても、公用車に限らず、できるだけ環境に負荷の少ない設備などの導入を進めていく方針であります。

白壁委員

仏つくって魂入れずというのがありますけれども、なかなか笛を吹いても踊らないというか、もちろん今、皆さんが自転車で通ったり、エコ的なことをやられていることもよくわかっていますけれども、やはり我々が県として模範を示すということがまず一つ重要だと思うんです。その辺をぜひしっかりやっていただきたい。

それと、まず県で条例をつくったほうがもちろんいいに決まっているんです。それで、上からバサッとかぶせて、事業系の人たちに、「皆さん、これをやると環境にやさしい企業ということですからええですよ」とか、こういうこともメリットがあると思うんです。だけど、これを実際に動かすためには、もっとブレークダウンして、市町村がこれを受けて、条例をつくりながら、やはり地域に細かく入れていくということが僕は重要だと思うんですけれども、この辺の計画もこの中にあるんでしょうか。ないんでしょうか。

渡邊環境創造課長

今回の条例の中では、特に市町村に対して、何か条例をつくってくれとか、計画をつくってくださいというような規定を盛り込んでおりません。ただ、当然、委員がおっしゃったように、もっと市町村レベルで、このような形で取り組んでいただくというのが重要でございますので、条例の中では、県が市町村に対して、いろいろな指導、助言を含めていろいろと支援をしますという規定も置いてありますし、あと、実際にまだ市町村の中でも、温暖化の計画をつくっていないところもございますので、こういったところにも、できるだけ早急に策定できるように、県のほうでもいろいろ相談に乗ったりしながら、県内のすべての市町村で温暖化の計画をつくって、温暖化対策を地域レベルでもするようにしていきたいと考えています。

白壁委員

国際的なCOPがあって、国があって、県があって、その中で全国7番目、これはすばらしいことであります。ただ、例えば一つ一つの地域の中でいったら、地域が一番重要なんですね。それをもう少し細かくしていきますと、今度は家庭。それをもっと細かくしていくと個人。その意識の醸成からずっとやっていかなければならない。それを今度県が条例によってバサッとやっても、なかなか難しいところがありますので、ぜひ市町村レベルの細かいところまでの、もう少し小さいところを条例化だとか、指導などしていただければ、仏をつくってもちゃんと魂が入るのではないかと思います。今のままでいくと、「さあ、皆さん頑張ってください。1,500キロリットル未満の人たちはやってもやらなくてもいいですよ」と言うと、多分、今のこういうご時勢からいくと、「ちょっと数年お待ちいただけませんか」という話になるのではないかなというようにも考えますので、ぜひその辺もお気をつけいただいて、目的は目標達成のために一丸となっていくことでありますので、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第112号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正及び第三条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第127号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第128号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第129号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第130号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第131号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第20-11号 気象を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見

鈴木委員 請願の第20-11号について、基本的には、中期目標について、来年のしかるべき時期ということの中で、政府が地球温暖化問題について、懇話会で検討中ということがまず1点あるということ。それから、7月に策定した低炭素社会づくり行動計画に基づいて、排出量取引の試行的な実施あるいは再生可能エネルギーの普及等の対策についても、取り込み中ということです。もう1点は、中央環境審議会で、環境税またグリーン税制について検討中であるということから、国の動向を見きわめなければならないということで継続審査でお願いしたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(明野廃棄物最終処分場について)

樋口委員 先ほど付託案件の条例のところちょっと話が出ましたけれども、本会議の代表質問の中で、なぜパブリックコメントをかけなかったかという質問をして、その答弁として、先ほどお話がありました実行計画の中で十分に県民の参画、意見を求めていくということで、それはそのとおりだと思いますが、あのときの知事の答弁で、議会の皆さんの意見を聞いていくというような言葉もあったような気がします。

そういった意味で、最終処分場の議論が非常に多く取り上げられ、心配がされているような気がしてなりません。キャパシティーや、ギャランティーがどうも行動計画の中で示されている時代の潮流に合っていないのではないかと、実績にも合っていないし、もっとコンパクトにできないか、高すぎないかという議論が非常にあるんですけれども、例えば今年の2月から3月に、19年度最後の議会で初めて行われた予算特別委員会の中で、うちの会派の議員からも、当時の今村部長にそういった質問が投げかけられました。また先日は、いわゆる与党議員のそれぞれの会派の方々からそういった質問が投げかけられましたが、大丈夫だという回答でありました。多くの議員からそういう心配が投げかけられている点について、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思

ます。

橋田環境整備課長

処分場の問題につきましては、議員の先生方からもいろいろなご意見をちょうだいしているところでございます。料金設定について、いろいろなご意見をちょうだいしているところでございますけれども、料金設定につきましては、本会議でも答弁をさせていただきましたように、私ども公共関与による管理型の最終処分場ということでございますので、近県の公共関与による管理型処分場の平均の料金を参考にして決めさせていただいたものでございます。

なお、これにつきましては、環境整備事業団のほうで、当然、県内の民間事業者アンケート調査を行いまして、それぞれの事業者の皆さんがどのぐらいの量を処分しているかということも把握した上で決めさせてもらったという状況でございます。また、受け入れの廃棄物量につきましては、廃棄物の実態調査を行っておりますので、それにより推計をしまして、5.5年間で受け入れ量を推計しております。

樋口委員

非常にわかりやすい回答だと思いますが、2月の予算特別委員会、先日の本会議の答弁のときも、まさに同じことをお聞かせいただきましたけれども、複数の議員からそういう心配の質問が公式にされている。あるいは、知事を強力に支援した会の皆さんからもそういう提言がされている。あるいは、ほかにもあるかもしれません。私の承知しているところは、当面はそれだけありますけれども、そういったところからいろいろな提言がされている中で、やはりそういう声は大きいと思うんです。

ですから、例えばこの間の質問の中にもありましたけれども、県のホームページあるいは環境整備事業団のホームページで、こういう質問が出ているけれども大丈夫ですというような、周知といいますか、広報といったことがやはり必要ではないかと強く思うわけがありますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

橋田環境整備課長

県民の皆さんに情報を公開していくということは非常に大切なことであると思っております。県のホームページ、それから、環境整備事業団のホームページがございまして、そのような中で、議員の先生方からあったご質問、これは県民の皆さんの声だと思いますので、その辺につきましても丁寧に説明をして、廃棄物行政についてなかなかご理解がいただけない面もあるかと思っておりますので、その辺につきましても十分ご理解いただけるような格好で情報公開に努めてまいりたいと考えております。

樋口委員

ありがとうございます。ぜひそうしていただきたいと思っております。私たちも多くの課題がある中で、このように時々立ちどまって議論をするんですけれども、その後少したつと、あれはどういうことだったかなと、また一から見てということもあって、もしかしたら間違った質問をしてしまうことがあるかもしれない。皆様方が県民にきちんと周知していただくことによって、正しい議論ができると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

なぜこんなことを言いますかということ、所管が違いますけれども、清里の有料道路が、平成10年につくられて、「大丈夫です。既存の道路のバイパスとしてすぐご利用いただけます」というようなことを言われながら開通したんですけれども、当時の私どもの資料を見ますと、通行料収入が計画の4分の1。



通行料収入から建設借入金を返済する有料道路制をあきらめて、一般県道として無料化する。つまり、公社も県も結局同じ財布ですから、そういったことで県費がまた投入されてしまったということを経験させていただいて、そのときはただ、ただ知事からは謝られるといいますが、「そのとおりです」という回答しかいただけませんでした。

初めてつくる最終処分場が、長い議論をかけて、賛成、反対がある中で、地元の意見、あるいは県民の意見を聞きながらやっつくられるわけであり、その終わりにきてこういう危惧をしているわけですから、これからつくる所に対する心配をクリアするためにも、あるいは、公共がいいのか、民間がいいのかという議論も非常にされているわけであります。そういった意味で、そういったことに対する大きな説明責任があると思いますから、ぜひその対応をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

橋田環境整備課長

委員がおっしゃるとおり、廃棄物についてなかなかわからない方が見ても、十分にご理解がいただけるように、丁寧に説明をしながら、今後とも情報公開に努め、さらに皆様方のご意見もちょうだいしながら、安心して安全な公共関与による最終処分場、初めての明野処分場でございますので、進めていきたいと考えております。

樋口委員

ぜひよろしく願いいたします。

ところで、現在はこの処分場の計画は5圏域のものが動いていて、それをさらに3圏域にしようという動きだと思いますけれども、その辺の認識はそれよろしいでしょうか。

橋田環境整備課長

最終処分場につきましては、平成5年に公共関与による整備方針を県で決めまして、あくまで県内5圏域で整備するというところで進めているところでございます。委員がおっしゃった3圏域というのは、もしかすると、一般廃棄物のごみ処理広域化計画のことではないかと考えております。

樋口委員

5圏域の大分長いスパンの計画が立っていますから、まさにそれをどのようにしていくかということも議論中なのかもしれませんし、議論の必要があると思っております。それも含めて、ぜひわかりやすく県民に、あるいは、建設予定地、あるいはその地域住民の方々、あるいは実施主体になり得る関係の方々にも周知していただけるような、わかりやすい取り組みを重ねてまいります。

橋田環境整備課長

委員がおっしゃることは十分わかりました。それで、補足でございますけれども、今、5圏域につきましては整備方針で進めておりまして、明野が初めての処分場ということでございます。引き続き、次期処分場につきましても今、計画を進めているところでございますので、次期処分場につきましては、公共関与による整備を進めていきたいと考えております。その後の処分場につきましては、いろいろな社会情勢の変化とか廃棄物量の変化、あるいは、民間関与による整備の動向、PFI手法の取り入れ状況などもろもろの要素があるのかと思いますので、次期処分場の次につきましては、そういういろいろな状況の変化を踏まえて、今後検討をしてまいりたいと考えております。

白壁委員 私も明野の処分場に対して心配している、知事を支える議員の一人でもあります。私もよくわからないんですけども、質疑等を聞いておりますと、年間5万トンが足りるとか足りないとか、入るとか入らないとか、空気を埋めるとか、赤字になるとか、いろいろな話があったわけですが、実際に年間5万トンというのはクリアできるんでしょうか。

橋田環境整備課長

年間5万トンというのは、廃棄物実態調査により調べました結果、県外へ最終処分まで委託処分をしている量が各年約5万トンということでございます。明野処分場の受け入れ品目が、産業廃棄物12品目、一般廃棄物1品目の計13品目でございますので、5万トンその受け入れ品目に当てはめてみますと、年間平均いたしますと、約4万4,000トン程度が委託処分をされていると考えております。それをもとに推計をいたしまして、明野処分場の受け入れ量を決めたという状況でございます。

白壁委員

その90%ということで計算をされたということでもあります。質問の中にも出ていましたが、その大半を占めているのが瓦れき類ということで、例えば鉄筋コンクリートの建物を解体して出たコンクリートのガラを瓦れきと認識しているんですけども、それでよろしいでしょうか。

橋田環境整備課長

廃棄物処理法によりまして、20品目が産業廃棄物と決められております。その中で、今、委員がおっしゃったのが瓦れき類ということでございます。瓦れき類とは、工作物の新築、改築、除去に伴って生ずるコンクリート、れんがの破片等というような解説になっておりますので、今、委員のおっしゃったようなことだと思えます。

白壁委員

知事の答弁をお聞きしましたら、瓦れき類の中に、いろいろな不純物と申しますか、純粋なコンクリートのガラとかではなくて、いろいろなものが混配されているから、そういうものについては、純粋な瓦れきではないということで、それを明野に持ってくるということをたしか言われていたと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

橋田環境整備課長

そのとおりでございます。

白壁委員

実は私もそういう会社を持っています、実際に鉄筋コンクリートを解体すると、今はうまく分別するんですね。その場所によったり、物によったり、多少違うかもしれませんが、いいところ1割出るか、2割か、1割5分かという程度なんです。うまく分別します。今、公共系の事業についても、例えばRC砕石と申しまして、コンクリートを砕いたものを昔のクラッシャーランのかわりに下層に入れたり、いろいろ使っているんです。だから、ほんとうに今、90%なんて決して私は出ないと思うんです。

鉄筋は鉄筋で、大きな磁石がありまして、磁石を入れますとびたっとくっついて、ほんとうに簡単にできるんです。例えば木造の解体なんていうのは、チップ化して、ほんとうに1センチもないくらいに、全部シュレッダーにかけてしまうんです。そして、その後、磁石をかける。そうすると、こんな小さい1センチぐらいのくぎがバラバラバラッと引っ張られるんです。残ったものは何

だということ、木なんです。その前の段階で、断熱材とかボードとかをすべて分けておいてやるんです。

だから、うちの代表が質問したりしましたが、今のままでいくと、ほんとうに空気を埋めるような感じがしてならないんです。空気を埋めるということは、期間が5.5年ですから、埋めるものがないとなると、その分赤字になる。公害防止協定により、県外から持ってくる、持ってこられない。もしくは、5.5年を延ばす、延ばせない。その部分があいてくるような気がするんですけども、その場合には単価を上げる。それとも、単価を下げて埋める。いずれにしても、その分あいてきたら、最終的には黒字になるんでしょうか、赤字になるんでしょうか。

#### 橋田環境整備課長

まず、今、建築リサイクル法というのが進んでおりまして、委員がおっしゃったように、リサイクルの推進によりまして、現在、建築物の解体工事から発生する瓦れき類の約97%がリサイクルに回っております。これは平成17年度の状況が国土交通省から公表されておりますけれども、それによりまして、山梨県ではリサイクル率が非常に高く、約97%がリサイクルされている。それは委員がおっしゃったように、中間処理業者へ行ったり、あるいは、現場で分別をして解体されるとかしてリサイクルが進んでいるという状況でございます。

私どもが受け入れを見込んでおりますのは、リサイクルが進まない残りの3%の部分でございます。この部分が約2万1,000トン程度見込まれるところでございます。リサイクルが進んでいきますので、その部分はリサイクルに行くんですけども、リサイクルに行かない3%については最終処分をされているということでございますので、最終処分をされている建築物の瓦れき類等について見込んでいるという状況にあります。

そのような中で、今、事業団の概算収支計画の中では、埋め立て終了後の管理期間を10年間と見込んだ上で、事業団設立の平成6年度から35年度までの約30年間で、1,800万円の黒字を見込んでいるということでございます。これは今、30年間で1,800万円ということでございますので、収支均衡を保つということをやっていることでございますので、今後、いろいろな状況、例えば廃棄物量が下がっていくというようなこともあろうかと思っております。また、料金にしてもいろいろなファクターがあろうかと思っておりますので、その辺も踏まえまして、状況を見ながらやっていきますが、決めました料金で当面はこのままいくということで、環境整備事業団と連携を密にしながら、赤字になるとか、皆さんが危惧されているような状況にならないように一生懸命努力をさせていただきたいと考えております。

#### 白壁委員

先ほど樋口委員のほうから、予算特別委員会的时候にそのような話があったということですが、立米数とトン数があのときはたしか違ったと思うんです。でも、単価がやはり高いですよ。今言われた3%はいいとしましょう。これからこの3%がまだまだ下がってくるんです。それは間違いありません。リサイクル率はどんどん上がっていきますし、いわゆる主婦の方々も、我々も一生懸命、ごみの減量化だとかいろいろなことをやっていきます。事業系もしっかりやっていきます。

ただ、高いとなったら、今、なかなか景気が悪いですから、少しでも安いところに持っていきたがるんです。そのときに、県外に安いところがあったら、持っていくんです。その県がだめだと言われたらだめでしょうけれども、もし

くは山梨県の中で発生したものは山梨県の中で処理しなさいという何かの決まりがあったらだめですけれども、今の現状からいくと、県外へ持っていくんです。

いわゆる廃プラという部分が、今、県の全体の計画の中で、金額ベースでいうと11%くらいあったんですかね。計算すればそのくらいになるんですが、その11%あるところの単価がたしか2万2,000円になっています。

私、ちょっと調べましたら、ある業者さんは愛知県に持っていっているんです。そこで受け入れが、1万円なんです。私が、「1万円であっても、愛知県まで行ったら、高速代もかかったり、燃料もかかるんじゃないか。こんな近くにできたらどうなんだ」と言ったら、「それは無理ですよ。愛知県と明野の差が1万円ありますが、通常25トンの箱を使いますから、25万円の違いが出たら、間違いなく今と同じ愛知県に持っていきます」という話をされました。ただ、産廃業者の受け入れ金額は1万2,000円だそうです。例えば業者の方々がその産廃業者に出すのには1万2,000円で、その業者の方々が愛知県に持っていくのに1万円だそうです。

ですから、その方々が明野へ出すということはちょっと考えられないんです。これは氷山の一角というか、廃プラと同じように、瓦れきも全く同じとらえ方ができるんです。ですから、値段を下げなければ埋まらない。もっと安くしてあげれば、もしくはその交通費、運搬賃を相殺して安ければ、もしくは法律をつくったり、条例化しなければ、埋まらないと思うんです。埋まらないとなったら、1,800万円の利益というのは、総工事費73億円に比べると、こんなものですからね。それから管理もしていくのに、経費も削減したりするんでしょうけれども、現状からすると、どうしても計算が成り立たないんです。この辺はご存じでしょうか。調査されたんでしょうか。

橘田環境整備課長

民間の処分場に比べると単価が高いという委員のご指摘でございますけれども、私どもの調査によりますと、まず建設物価というものがございます。この2008年12月号によりますと、瓦れき類の単価は、安定型処分場で、トン当たり3,800円から6,400円、平均でトン当たり5,000円ということでございます。管理型処分場ですと、7,700円から2万1,400円ということで、平均はトン当たり1万4,000円という状況になっているところでございます。

私どもは、瓦れき類1万9,000円でございますけれども、事業団の調査によりますと、安定型の処分場でありますと、瓦れき類はトン当たり4,000円から6,000円程度で、単体であれば受け入れており、管理型だと1万円弱から2万円強で受け入れているという状況でございます。

白壁委員

では、廃プラはどうですか。

橘田環境整備課長

廃プラは、安定型だと6,000円から3万5,000円、それから、管理型だと1万8,000円から2万4,000円程度ということで、ばらつきがございます。そのような中で、私どもは、県外への運搬料を考えますと、1万9,000円という設定が妥当ではないかと考えているところでございます。

白壁委員

建設物価を私、持ってきたんですが、例えば廃プラなんていうのは、基本的なものとしては、安定型しか行かないじゃないですか。そうやってきたら、単

価が違うんです。例えば瓦れき類なんていうのもいろいろありますけれども、本来からいうと、これはお金を出すんじゃなくて、極端に言うと、安定型に入るようなものは再生するものなんです。だから、73億円ありきでいかに、これをもとにしながら逆算していくのではなくて、やはり入る量とか単価とか、市場の調査をもっとしっかりやって、だめなら期間を延ばすんですけれども、期間なんか延ばしたら、ほんとうに大変なことになりますので、延ばせないと思います。

であれば、何か策を考えていかなければ、今のままいったら、赤字になることはもうわかっています。と言うと、「いや、そんなことはありません。1,800万円の黒字です」と言われるかもしれない。「ごみが少ないでしょう。入らないでしょう」と言う、「いや、入ります」、「単価が間違っている」と言う、「いや、単価は合っています」と言われると思いますが、私が調査したところでは、間違いなくそういう状況ですから、よくその辺をお考えいただいて、今後の運営というのは、このままいくと大変なことになりますよ。ですから、しっかりお考えいただいた中でやっていただきたい。

最後に一言、私は民間は反対です。民間は管理がしきれません。10年以降、だれが管理するんでしょうか。私は反対ですが、中には、民でやれ、民活だと言う人もいますが、その辺は私は反対です。

最後に部長のお言葉をいただきます。

深沢委員

その前にちょっといいですか。何か話を聞いていると、執行部と質問者との間がかけ離れ過ぎていますよね。みんなもそう思ったでしょう？そして、答弁は実際いいけれども、もし事業団でアンケート調査を業者にしたということだったら、それを1回見せてもらえませんか。何社がどうしているという実態を。というのは、業者が、「こんな単価ではとても持ち込めない」と言う。だけど、業者からデータを集めたら、「その値段でやっていけます」。我々はどちらを信用したらいいんですか。やはり持ち込むのは業者。だから、そういうデータをきちんと見せてくれませんか。

そうしなければ、我々が業者に実際にアンケートをして、議会活動の中で確認するしかない。しっかりしたデータに基づいて議論していかないと、それは後に禍根を残すと思うので、しっかりしたデータを用意してもらいたい。お互い想像で物を言っているような感じがするように見える。その点を要望しておきます。

山下委員長

ただいま深沢委員から要求のありました資料につきまして、早急に作成の上、休憩の後、提出をお願いいたします。

戸島森林環境部長

まず白壁委員のお話に対するお答えをさせていただきたいと思います。先ほどから私どもが答えさせていただいているように、基本的には、単価、受け入れ量につきましては、決してメーカーのものではない、実態調査等によって調べたり、また近隣の状況等を把握する中、建設物価等いろいろな資料を使いながら算定しておりますので、今の状態では我々としてはベストな数値を使っていると考えております。

ただ、そうは言いましても、これから先、具体的に事業が動いていくわけですから、これが絶対だというようなことはもちろん申し上げられないわけでございます。収支の見込みを1,800万円の黒字と出しておりますが、しっかり確実にその収支を黒字にできるように、環境整備事業団と努力をしていくと

いうことをまずお答えさせていただきたいと思います。

それから、深沢委員からご意見のありました、根拠は何だということでございますので、これにつきましては、平成15年から廃棄物の実態調査をやっております。このデータをお示しさせていただきたいと考えております。

山下委員長

所管事項審査の途中であります。ここで休憩に入りたいと思います。暫時休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

( 休 憩 )

山下委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。所管事項の審査を継続いたします。深沢委員より要求のありました資料について、お手元に配付のとおり提出がありましたので、これについて、執行部から説明を求めます。

橘田環境整備課長

お手元の資料につきましてご説明させていただきます。まず資料No.1でございます。横の表でございます。これは山梨県の産業廃棄物実態調査に基づきます、最終処分量のうちの委託処分量の推移を示した表でございます。左側の種類でございますけれども、明野処分場に受け入れをする品目が書いてあります。それから、横は、平成15年度から18年度の実績を調査いたしまして、4年間の平均が出てございます。それで、5.5年で推計をいたしまして、約24万5,000トンという数字を出したところでございます。なお、これにつきましては四捨五入で端数処理をしてありますので、縦に計算していくと、数字が端数のところで若干合わないこともございますけれども、それは端数処理の関係でございますので、ご容赦をお願いしたいと思います。

次に、資料No.2でございます。大きいA3の横の表でございます。これが国土交通省が公表しております平成17年度の建設副産物の実態調査結果ということで、建築リサイクル法に基づきまして、建設工事から発生する瓦れき類の状況を示したものでございます。ちょっとわかりにくくて申しわけないんですけども、長野県の上のところは山梨県です。2つ目のブロックのところに横にずっと山梨県の数値が書いてございます。その小計の(7)番が最終処分量ということで、2万1,000トンでございます。そこを右へ、1つ飛んで2つ目のところ、(8)/(1)というところでございますけれども、これが発生量ベースで再資源化にどのくらい行っているかということで、96.8%が再資源化に回っているという表でございます。

めくりまして、資料No.3でございます。これが公共関与の処分場の受け入れ料金の表でございます。平成20年4月1日時点で営業を行っております全国の公共関与型の最終処分場の中で、山間部の管理型の処分場を調査したものでございます。それが全国の最高料金、最低料金、平均料金、それから、右側が近県の茨城、埼玉、神奈川、新潟の料金でございます。これをもとに、山梨県の明野の受け入れ料金を設定したところでございます。

めくってもらいまして、資料No.4でございます。公共関与の処分場料金を他府県の公共関与の料金を参考に決めたものではございませんけれども、民間の状況がどういうことになっているかということを知る必要もございますので、環境整備事業団でアンケートをいたしまして、平成18年度の実績ということで、それぞれの廃棄物の種類ごとに、処分場の種別、トン当たり幾らかと

ということで単価が出ている状況でございます。

以上のように、これらの資料に基づきまして処分場料金を設定したところでございますけれども、今後、社会経済情勢の変化とか、あるいは単価の実勢価格等の変化もあると思いますので、明野処分場の料金設定につきましては柔軟に対応をしていきたいと考えております。

深沢委員　　私が聞いているのはこういうものではなくて、実際、事業団が県内の業者にアンケート調査をしたという話だけれども、そういうアンケートの内容、どういうアンケートを何業者に出して、回収率がどうですか、そういう実態を教えてくださいということなんです。

山下委員長　　その資料はすぐに出せますか。

深沢委員　　環境整備事業団が全部アンケート調査をしたと言うんだから、あるわけでしょう？

橘田環境整備課長　　ございます。アンケート調査をしまして回収をしてございますので、その元につきましては環境整備事業団にございます。そのアンケート調査の状況の概要につきまして、今、説明をさせていただきました。

深沢委員　　概要ではなくて、実態を知りたいということです。

橘田環境整備課長　　そのアンケートの実態につきまして、説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

深沢委員　　口頭でなくて、資料を出してください。

山下委員長　　資料はすぐ出ないでしょう？

橘田環境整備課長　　資料は、まとめた資料がございます。

深沢委員　　まとめたものではなくて、個々にどういうものを出したかということです。

橘田環境整備課長　　例えばそのアンケート調査をいたしました様式とか、あるいは、こういうもので集計を示したというものはございます。ただ、例えば各業者名等につきましては、公開をしないということでアンケート調査を行っておりますので、例えばどこの業者がどこの処分場へ持っていつているかというところは控えさせていただきます。

深沢委員　　実名は消しても、それなりのデータを出せるでしょうか？

橘田環境整備課長　　まず、資料No.4が料金についてのデータです。

深沢委員            こういうものではなくて、実態を知りたい。

橘田環境整備課長  
                      これが業者から回収した実態なんです。

深沢委員            これは、要約でしょう？  どういうアンケート調査をやったのか。

橘田環境整備課長  
                      内容ということですか。

山下委員長        そういうことです。要するに、これはまとめたもので、その前にどういう内容のアンケートをとったんですかと。そして、その内容的な部分で、何かそういった数字をまとめたものがあるんでしょうと。それを見せてもらいたいと言っている。それは今すぐに出ないでしょう？

橘田環境整備課長  
                      そうですね。

深沢委員            だから、実態というのはどういう調査をしたのか。

白壁委員            業者も利益を乗せた単価と実際に自分たちで発注している、捨てに行っている単価と違うと思うんです。だから、それによっても全然差があるんです。だから、どんな調査をしたのか。

橘田環境整備課長  
                      料金につきましては、中間処理業者と処分業者……。

深沢委員            だから、そういうことはいろいろ要らないから、どういう用紙でどういう調査をしたのか。

橘田環境整備課長  
                      それは資料としてご用意させていただきます。

深沢委員            整理されたものを出されても、これでは実態が把握できない。

山下委員長        では、資料を提出するということによろしいですか。今、ここで出せと言っても、資料がないわけですから。だから、大変申しわけございませんけれども、当然、今言われたように、アンケートをとるときに、企業名は公表しないということになっているでしょうから、そういうものは伏せていただいて、どういうアンケートをとったのか、それで、またそれがどのような内容があるのかという実態をお願いします。

深沢委員            アンケートのとり方によっても、実態が把握できているか、できていないかわからないでしょう。

山下委員長        そのとおりです。

深沢委員            実態というのは、どこへ持って行って、幾らですというぐらいまでの掌握を



しなければ、判定基礎にならないでしょう。そのようなよそのデータを入れて、「ですから、よそはこうですから、うちもこうでしょう」ということを言われても、実際に業者の実態というものが、この料金について聞いてみれば、「高いです」という話が出てくるしね。

山下委員長

資料を提出するという事で、この件はよろしいでしょうか。では、資料を再度提出することにさせていただきます。

**主な質疑等 県土整備部関係**

第110号 山梨県道路法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第111号 山梨県建築基準法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第112号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正及び第三条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第114号 平成二十年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第116号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第117号 訴えの提起の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第138号 指定管理者の指定の件

質疑 なし  
討論 なし  
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第139号 指定管理者の指定の件

質疑

深沢委員 山梨総合管財事業協同組合というのはどういう組合ですか。

手塚都市計画課長

これはいろいろな施設管理などを行っている組合でございまして、施設名ま  
では思い出せませんが、市町村施設の指定管理をやっている組合でござ  
います。

山下委員長 具体的に、代表者の名前だとかはどうですか。

深沢委員 協同組合だから、どういう人たちが組合員なのか。

手塚都市計画課長

理事長は三神茂さんで、主な業務内容はビルメンテナンス業務の共同受注と  
いうことです。組合員は15社になっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第140号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第141号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第142号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第143号 指定管理者の指定の件

質疑

鈴木委員 近くだから聞くんですけども、委託料の提案価格というのは今まで県でやってきましたよね。今の提案価格と委託料というのはどうなんですか。

手塚都市計画課長

フルーツ公園は今、公園公社が指定管理者をしていますので、直接我々が管理しているという状況ではございません。ちなみに、現フルーツ公園につきましては、協定額で18年から20年の平均が2億3,600万円ほどございまして、今回の債務負担行為の設定額が2億3,100万円ということで、差額としては、今の公園公社が指定管理者をしています額よりは、単年度で500万円ほど減額という提案になっております。

鈴木委員 わかりました。

第144号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## 所管事項

### 質疑

#### (自転車の使用の促進について)

仁ノ平委員

何点かお伺いしたいと思います。山梨県地球温暖化対策条例が本議会に上程されていまして、午前中の委員会でも審査をし、これを可としたわけですが、その条例の第12条、13条に、重ねて、自転車の使用の促進ということが書かれております。自動車の使用の抑制と温室効果ガスの排出抑制が目的であります。自転車の使用の促進ということがうたわれて、大変結構なことだと思うんですが、現状どうなんでしょうか。甲府のことしか念頭になくて、甲府外の様子がよくわからないんですが、条例が功を奏して、自転車の使用が増えたとして、果たして安全なんだろうかということをお聞きしております。その辺、現状認識はどのようなものであるかお聞かせ願いたい。

小島道路管理課長

自転車の利用につきましては、そういった地球環境規模の話とか、最近ですと、ガソリンの値段が上がったことによりまして、自転車の利用は増えていくようになると思っておりますけれども、例えば平和通りの利用形態などを見ますと、歩行者と自転車が混雑というか、一緒のレーンを走っているというような話もございますし、自転車の方のマナーの悪さというか、人の間を抜けていくようなこともございますので、歩行者と自転車の交通事故の危険性はあると思っております。全国的な話で見ますと、自転車の走行位置が不適正であることから、自転車と歩行者の交通事故の発生などが問題になっているという状況もございます。

仁ノ平委員

実は私は自転車愛好者でありまして、今日も自転車で県庁にやってきたわけですが、実はヒヤッとすることが毎日のようにありまして、ただいまご答弁がありましたように、車との混合、あるいは歩行者との混合、あるいは段差で何度転んだことか。それから、ちょっと難しい問題ですが、点字ブロックでよるけそうになったことも実はございます。そして、今年の秋、道路交通法の改正によりまして、基本的に車道を通れということになったんですが、車道を通るのは勇気が要ることであり、自動車の運転手の方も困られるだろうと思う感じはあります。先ほどマナーの悪さという指摘がありました。そのたびごとに、ここはどこを運転して、どこを通ったらいいんだろうということに迷いまして、私はマナーの悪い自転車運転者かもしれません。

ところが、やはり少子高齢化の中で、あるいは、脱化石燃料という点でも、自転車の使用の促進は今後図られるべきであろうと。あるいは、現在、検討しているユニバーサルデザインの観点からも、歩行者にとっても、自動車ドライバーにとっても、あるいは自転車愛好者にとっても、だれにとっても使いやすい道路という視点は、今回、輝真会からも本会議で質問がありましたが、これから大切な観点だと思います。

そうした意味で、利用促進とともに、安全確保に向けて、先ほど現状認識をお聞かせいただきましたが、どのような方策をお考えか述べていただきたいと思っております。

小島道路管理課長

自転車の利用につきましては、委員からお話が出ましたけれども、昨年の6

月に道路交通法が改正されまして、原則的に自転車は車道の路肩を通る。それ以外に歩道を通れるのは、標識が出ているところとか、幼い子供が乗る自転車はいいよというような話になってはいますが、山梨県内でも、自転車事故が多く、歩道に自転車通行の標識が出ているところは、従前どおり通れることになっております。

そういったことも踏まえまして、今年の1月に、本県では、警察本部、国土交通省、甲府市と連携いたしまして、自転車と歩行者の通行区分の明確化ということを取り上げまして、通行環境の整備を図っていこうということにしております。具体的には、自転車の走行できる空間のサイン、または区画を決めるのか、あとは舗装の色で変えるのか、その辺のところをこれから検討していくところでございます。

県内では、自転車と歩行者の通行量の多いところといたしまして、甲府市の丸の内周辺と朝日町周辺地区の2カ所で進めることにしてございまして、まず平和通り付近ですと、平和通りの相生の交差点から市役所付近までを21年度を目標に整備をしていきたいと考えております。

仁ノ平委員

何カ所か自転車道の整備ということで今、お話しいただいたわけですが、午前中、森林環境部の課長に、今後担当課としてどうしていくんだと伺ったところ、県土整備部の皆さんとも相談しながらという中で自転車道とおっしゃったので、自転車道はいろいろ県土整備部の方とお話しすると予算の面で難しい面もあるとおっしゃっていると森林環境部のほうに申し上げたんですが、今後、条例が通った後の実行計画の中でじっくり県土整備部の方と話し合っ、できれば全県の自転車道マップのようなものができるような方向を、ぜひ全庁的な取り組みの中で、UDの観点からも増やしてほしいとお願いをしたところですが、1カ所、2カ所、モデル地区があっても、なかなかそれでは安心して乗れるということにはなりませんので、ぜひ今後、実行計画づくりの中で関係各課で連絡をとりまして、自転車道の整備という、安全確保という点を強力に進めてほしいとお願いしておきたいと思っております。

#### (歩道の共同点検について)

もう1点。諸事情あるいは天候の都合で、2カ月ほど延びたかと思うんですが、障害者の方と県土整備部の共同のバリアフリーの道路点検がつい先ほど、11月末に行われたと聞いております。たまたま夕方のテレビでも大きく、トップニュースぐらいで報道されまして、課長さんや部長さんまで車いすに乗っておられる映像が映って、いいことだなと思って映像を拝見したんですが、どのような成果があったのかということをお話しいただけますか。

小島道路管理課長

天候のぐあい等もございまして、大分延びて、共同点検を行ったところでございますけれども、実際、障害者の方々とボランティアセンターから甲府駅まで、主に平和通り西側の歩道の点検をしたところでございます。段差につきましても、基本的に2センチ程度につくってあるんですけども、バス停のようなどころでは3.5センチぐらいのところもございまして、そこを車いすで乗ってみますと、なかなか上れないというようなこともございました。情報プラザの前の点字の誘導ブロックが、動線がちょっとおかしくなっていて、わかりにくいというようなところもございました。

そのほか、大きな問題といたしますと、信玄公銅像前から平和通りを南のほうへ下ってくるところの傾斜が大分きつくて、車いすでは大変危険というの、

通りにくくなっているし、逆に、駅のほうへ行くと大変力が要るんだというような話も聞きましたし、私も実際、車いすに体験乗車いたしまして、力が要ることを実感したところでございます。できるものにつきましては、既に一部改善工事もしておりますし、なかなか難しいものにつきましては、今後どうしたらいいのか検討していきたいと考えております。

仁ノ平委員

9月議会で申し上げましたとおり、県内各地での開催と、参加される障害者の方をできれば毎回違う方にして、今後継続していただければと思っています。そして、既成道路のバリアフリー化、そして、新規道路のUDということで、ぜひ強力で推進をお願いします。どのように取り組んでいくのか伺いたかったんですが、今の話の中にあっただので、省略したいと思います。

**(小瀬スポーツ公園スケートリンクの通年使用について)**

最後に、話題が全然違うんですが、もしわかりましたら教えていただきたいんですが、先ほどすっかりしてしまったんですが、指定管理者の指定の件の小瀬スポーツ公園なんですが、スケートリンクの通年使用について、県民の要望が大変大きいわけですが、そのことについて、今回の選定の中で通年に踏み切ったご提案があったのかどうかだけ教えてください。

手塚都市計画課長

小瀬の体育協会ですけれども、提案としては、通年やりたいということがありました。ただし、条例で決まっております期間がございますので、それを超える部分については当然、指定管理者の自助努力という部分にかかるわけですから、我々は条例の中でやっていただきたいというのが1点ございます。

現に、今、指定管理者として、体協さんのほうで、アイスアリーナについては、条例で決めている部分よりは拡大して、県民サービスということで提供しております。そういう提案も確かにございますけれども、いわゆる協定金額の中にはそれを今のところ反映できないということですので、あくまでも体協さんのほうに、特に公益団体でございますので、その辺の県民サービスを提供していただければと思っています。

仁ノ平委員

わかりました。終わります。

**(流域下水道の汚泥処理について)**

皆川委員

流域下水道の汚泥の処理についての問題ですけれども、本会議で山下委員長が質問いたしましたけれども、答弁で納得ができないというか、まだまだわからない点がありますので、ちょっと教えていただきたいと思っています。

まず、現在、4流域下水道で汚泥は年間2万2,000トンと聞いておりますけれども、これは年々増加しているのか、減少しているのか、まずお願いします。

小野下水道課長

汚泥の状況ということでございますけれども、過去5年ぐらいの平均では、年々1,200トンぐらい増えております。近年は下水道のほうに入ってくる汚水の伸びが少し落ちてきておりますので、今後は1,200トンまでは増えないと想定しております。

皆川委員

増えている汚泥の処理方法ですけれども、今のところ、コンポスト化しているという話を聞いておりますが、ほかにセメントの材料にしているとか、いろ

いろやっているようですけれども、詳しく教えてください。

小野下水道課長 汚泥の再利用の方法というご質問でございます。まず、今言われたように、コンポストといいまして、汚泥自身をそのまま発酵いたしまして、それを植物の肥料に使うものが一つの方法。あと一つは、セメント原料に使う方法でございます。セメント原料と申しますのは、セメントをつくる時に粘土を入れて一緒に焼くわけでございますけれども、その粘土のかわりに下水汚泥を使ってセメントをつくっているという、ほとんどのセメント会社はそうにしていますので、私どもの汚泥もそこへ使っていただいているということでございます。現在はその2つの方法でやっております。

皆川委員 焼却は一切していないということですね。

小野下水道課長 県の流域下水道につきましては、焼却については現在一切しておりません。

皆川委員 ちなみに、甲府市の上下水道局のほうでは年間2万トンぐらい汚泥が出るんですけれども、80%が焼却している。あと、16%がコンポスト化している。このコンポスト化した肥料も、昔はかなり需要があったけれども、だんだん少なくなっているということで、焼却がいかに大切かということなんですけれども、焼却した場合に、最後に残った焼却灰はわずか3%だそうです。これは、私は非常に合理的だと思います。今のまま増え続けていったら、県の場合、どうするんですか。毎年1,200トン増えていって、ほんとうにセメントや肥料の需要があるんですか。その辺の見通しをお聞かせください。

小野下水道課長 需要の見通しということでございます。先ほど申しましたとおり、肥料とセメントということで、受け入れ量については、流域下水道から出てくる量より少しまだ余裕のある状況でございますけれども、近い将来にはそれが逼迫してくるということは当然予想がされるわけでございますので、議会の答弁でもお答えしたとおり、発生量また受け入れ量をもう1回チェックをする中で、将来的な汚泥の処理計画をつくっていきたいということです。当然、その中には、委員が言われるとおり、一つの方法として焼却というものも頭の中に入れて中で処理計画をつくっていきたいと考えております。

皆川委員 焼却という方法を取り入れたいと言いましたね。これは県のほうでそういう施設をつくるということですか。それとも、民間に委託するんですか。

小野下水道課長 その辺の細かいところはまだ詰めてございませんけれども、今、いろいろな方法がございまして、汚泥を焼却するもの、あるいは炭化をして、炭として使ったりとか、いろいろなものがございますので、その辺の長短を検討した中で、当然、県の汚泥の需給関係が厳しくなってくるということでございますので、どういう方法を取り入れていって安定した処分をしていくかというものをはっきり計画という形でつくっていきたいということでございます。

皆川委員 本会議で、山下委員長の質問の答弁も大体そんな感じだったんですけども、年々1,200トン増えているということになれば、大変だと思う。そんなに悠長に、そのうちどちらかに検討しますなんて言っている場合ではないのではないか。早急にではないですか。早急に検討して、民間委託するなり……、民間といっても、そんな簡単に焼却場がつかれますか。莫大なお金がかかると思



います。想定で焼却施設にどのくらいかかっているのか。

小野下水道課長 甲府市の例で申しますと、50トン炉で、少し前になりますけれども、20億円ちょっとかかったと承知しております。今年度中にさまざまな調査を終わらせて、来年度、その辺をどういう方向でいくのかということを決めていきたいと考えております。

皆川委員 山下委員長の質問のときに、やはり早急に汚泥処理計画をしっかりと立てなければまずいと思えました。これをしっかりと立ててもらいたいと思うんですけども、その辺の決意を聞かせてください。

下田県土整備部長

年間1,200トンぐらい増えてくる見込みでございますので、県の自前の焼却炉をつくるかどうかということも含めて、民間委託処理の活用ということも当然あるかと思っておりますけれども、その辺を含めて、早急に計画をつくっていきたくて考えております。

皆川委員 早急にと言ったね。しっかり覚えておく。

**(県営住宅の家賃滞納について)**

鈴木委員 先ほど聞こうと思ったんですが、住宅課で、訴えの提起をしていますよね。滞納するというのはうまくないんだけど、現実、お金を支払っていないというような方々の内容というのはどうなんですか。やはりこういう厳しい状況になると、なおさら滞納するようなことも増えてくると思うんだけど、現実、内容というのは、個々によっても違うんですけども、対応してみて、どのような状況なんですか。

末木住宅課長

平成16年の12月議会から、毎議会、訴えの提起の提案をさせていただいております。そして、やはりそれぞれの滞納者の方々にいろいろな事情がございます。私どもも滞納者に対しましては、いろいろな事情がございますが、他の入居者との公平性の面から、とにかく入居しているからには家賃は払っていただかなくては困りますと。そして、訴えの提起に至るまでにつきましても、まず3カ月ぐらい滞納したときに滞納者に督促状を出す。そして、連帯保証人の方にも、「今回こういう事情ですから、連帯保証人の方も入居者に対して、滞納を解消してくれるように話をしてください」というようなお手紙も出します。そして、さらにその後には催告状を出しまして、「これ以上たまってきますと、訴訟になります。その際には、入居しているところを明け渡していただかなくてはなりません」というようなお手紙も出します。そして、連帯保証人の方にも、「滞納は相変わらず解消されていませんから、あなたが払ってください。その場合には、連帯保証人の方は現在滞納している方に請求の権利があります」というようなものも出します。

そして、最終的に訴訟に至る前にも連絡をとりまして、「訴訟になってしまっても、いわゆる分納とかそういう相談にも応じるから出てきてください」というようなお話もするんですが、一切応答のない方々については、今回のように基本的には12月以上滞納している場合には、入居者に対する公平性の観点から、何度も申しますが、委員もおっしゃいました、いろいろな事情がございますが、訴えの提起をさせていただく。ただし、訴えの提起をここでご議決いただきましても、その後、裁判に至る過程で、計画的に納めますというよ

うな誓約書を出していただくとか、裁判の中で和解をするとかということになると、いわゆる強制執行までは至らないという事情でございますが、よろしいでしょうか。

鈴木委員 最後のところが結構興味があるんですけども、強制執行をした例というのがありますか。

末木住宅課長 ございます。結果として裁判をしまして、裁判の判決は当然、家賃を払いなさい。そして、明け渡しも求めていますから、その時点では家賃を払うのと明け渡し。それが自主退去になるのか、強制執行になるのかということですが、強制執行は年に数件。1件、2件ではございません。何件もございます。

鈴木委員 それが当然のことだと思います。ただ、保証人もいるかもしれませんが、例えばだんなさんが亡くなってしまった、年は80過ぎだという方々に対して、非常に難しいですね。これは県ばかりではなくて、市営住宅もそうなんです。そのときに最終的な判断というのが、やはり法律だけの問題で解決するものもあるかもしれないけれども、そこはなかなか難しいじゃないですか。その辺が、例えば法的にどんどんやってしまうとか、そういう形になってしまうんですか。

末木住宅課長 今おっしゃいましたような例の、非常に高齢の方で、連れ合いの方も亡くなられてしまい、いわゆる収入の糧がほんとうにない方につきましては、例えば生活保護に該当すれば受けていただく。生活保護の中には住宅扶助があります。そして、住宅扶助をいわゆる市町村から代理収納という形で直接私どものほうに納めていただく。そのようにしていただき、そして、過去の滞納につきましては、極端な話ですが、10万円の滞納があっても、月に1,000円ずつでも納めていただいて、解消していただく。そして、今住んでいるものについては、毎月代理収納で納めていただくということになれば、強制退去には至りません。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査は明年1月27日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 山下 政樹